

令和2年度 第1回津幡町総合教育会議 議事録

1. 日 時 令和3年2月15日(月) 開会15時30分～閉会16時42分

2. 場 所 津幡町役場2階 205研修室

3. 出席委員(6人)

町 長 矢 田 富 郎
教育委員会 教育長 吉 田 克 也
委 員 山 本 祝 男
委 員 鳥 越 千 春
委 員 越 村 崇
委 員 渡 邊 加寿子

4. 欠席委員(0人)

5. 出席説明員等

学校教育課長 北 山 ゆかり
学校教育課指導主事 廣 谷 一 昌
生涯教育課長 宮 崎 寿

6. 事務局職員

総務部長 小 倉 一 郎
総務課長 酒 井 英 志
教育部長 吉 本 良 二
教育総務課長 山 崎 明 人
教育総務課教育総務係長 藏 本 あゆみ
教育総務課施設係長 安 多 剛

7. 協議・調整事項

- (1) いじめ・不登校の現状について
- (2) G I G Aスクール構想について
- (3) その他

8. 協議・調整事項の経過等 以下のとおり

○吉本良二教育部長 皆様おそろいですので、ただいまから津幡町総合教育会議を開会いたします。この会議の議事進行につきましては、津幡町総合教育会議の運営に関し必要な事項の中で、教育部長が行うとなっておりますので、私の方で議事を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして矢田町長からごあいさつをお願いいたします。

○矢田富郎町長 皆さんこんにちは。教育委員の皆様方には、日ごろから津幡町の教育行政に対しまして、いろいろとご意見を頂戴したり、ご指導いただきまして、この場をおかりしまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

去年の今頃からコロナがいろいろと言われるようになりました。去年の今頃というところ1年がたったということになりますが、去年はこの後に学校が長い間、休みとなり、教育関係でいうとそれが1番大きな出来事になるのではないかと思います。卒業式、入学式もそれぞれに縮小となり、例年は出席していた卒業式にも私は出席をしております。これまでにないような春を迎えたのが去年だったと思います。今年はどうなるかなと思っておりますが、今のところ10の都府県で緊急事態宣言が出て、まだ続けております。この10の都府県は、少しずつコロナの感染者が減ってきているように見えますが、10の都府県から離れている石川県では増えております。新聞等の報道によると若い方々が多く、夜の接待をする店などで増えているとされています。

夜の接待をする店ですと、小学生、中学生、高校生にはまだ関係のないことですが、わが津幡町のなかでも先週は、20代の若い人が2人、感染しておりましたので、津幡町も関係ないとは言えないのかなと思いつつながら心配をしているところでございます。

この総合教育会議も6年目を迎えるようでございます。これまで、いろんなご意見をこの会議で皆様から頂いているところでございます。本日の協議・調整事項でございますが、まず1点目は、「いじめ・不登校の状況について」でございます。昨年の会議でも取り上げられ、いろんなお話をお伺いいたしました。その後の経過などを踏まえまして、あらためてご意見をお聞きしたいと思っております。それから2点目の「GIGAスクール構想」につきましては、児童生徒への1人1台のパソコンの配備を終えることができましたので、今後の運用方法などを含めまして、ご意見をお聞きしたいと考えているところでございます。それぞれに、忌憚のないご意見を頂戴いたしますことをお願いいたしまして冒頭のあいさつとさせていただきます。

○吉本良二教育部長 ありがとうございます。それでは続きまして吉田教育長よろしくお願
いたします。

○吉田克也教育長 本日は大変ご多忙のところ総合教育会議にお集まりいただきまして、誠にあ
りがとうございます。

今年度を振り返ってみますと、4月に新学期がスタートして、わずか1週間ほどで長期休業に
なりました。小中学校は6月から再度スタートしたわけですけれども年度当初予定していた授業
ができなかったということで、今年度は夏休みを短縮、あるいは放課後の補充学習を増やしたり、
各学校でいろいろと工夫をしていただきました。行事等につきましては、小学校では子どもたち
が大変楽しみにしていた宿泊体験学習が日帰りになったり、あるいは中学校の修学旅行や学校祭
を形を変えて行うなど、それぞれ知恵を絞って工夫をして取り組んでいただきました。

子どもたちは当初は大変がっかりしていましたが、おかげさまで、いろいろな行事を通して教育
成果をあげることができ、思い出もできたという声も聞いております。まだ、コロナは収束しま
せんので、今後も感染対策を各学校で取り組みながら、新年度はどんな教育活動を行っていくか
ということを学校で計画をたてていただいているところです。

一方で文部科学省のG I G Aスクール構想、これを受けて各学校のネット環境の改善や1人1
台パソコンの整備に教育委員会として取り組んでまいりました。その整備も1月によりやく終わ
り、もうすでにいくつかの学校で1人1台パソコン、これを使った授業を開始しています。今後
は教職員の研修をさらに深めて、そして効果的に活用できるように教育委員会としては組み
を進めてまいりたいと思います。

本日の総合教育会議においては、本町の児童生徒のいじめ・不登校を含めた現状、そしてもう1
つは教育環境の整備状況につきまして事務局から説明してもらい、その後、意見交換をしたい
と思っておりますので、限られた時間でございますが、是非、いろいろとご意見をいただきたい
と思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○吉本良二教育部長 ありがとうございます。それでは、さっそくでございますが、本日の協
議・調整事項に入らせていただきます。本日の協議・調整事項の1点目は、いじめ・不登校の状
況についてです。

今回は、説明員としまして、北山学校教育課長、宮崎生涯教育課長、それと廣谷指導主事に出
席をいただいております。説明のあとに皆様からご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしく
お願いいたします。それでは、いじめ・不登校の状況について北山学校教育課長からよろしくお
願いいたします。

○北山ゆかり学校教育課長 それでは、学校教育課よりお願いします。令和2年度の津幡町の小中学校のいじめの発生状況等につきましてご説明いたします。別冊資料の2頁をご覧ください。表・グラフが大きく上段と下段に分かれております。

まず上段をごらんください。令和2年度の月ごとのいじめの報告件数になります。各学校から毎月、教育センターにいじめの状況についての報告を求めています。今年度は、コロナの関係で4月13日から5月末まで学校を休業としていたため、報告は6月からのもとなっております。件数についてですが、1番近い12月には、小学校で116件、中学校で13件の合わせて129件の報告となっております。なお、この件数についてですが、毎月新たに発生したいじめの数というわけではなく、いじめの解消のために指導をしたり、その後の経過を確認したりした、月ごとの延べ件数を表しています。いじめを認知して対応をとった月を1件、そして、その後本当に解消しているのか注意深く経過観察をした2か月目、3か月目、そして3か月経っても解消していないそれ以上のものをカウントし、12月では合計129件、という報告になっております。

次に、下段をご覧ください。下段は、各学校でいじめと認知された報告数とは異なり、各年度の報告数です。先ほどの上段の、最低3か月間は経過観察していたものとは異なり、学校でいじめと認知した件数を1件としております。1人の児童生徒に複数回いじめが発生しておれば、それらを全てカウントしております。令和元年度末では、小学校で286件、中学校で16件、合わせて302件となっております。この表では、平成29年度から30年度にかけて大きく増えておりますが、この理由につきましては、昨年度の総合教育会議でもお伝えしているのですが、平成30年度から、津幡町の学校では、児童生徒の訴えにアンテナを非常に高くしており、児童生徒が不快な思いをした、いじめられたと申告したものすべてをいじめと認知し、小さなものでも見逃さないということで、法律の定義に基づきいじめの認知を徹底していこうと取り組んだ結果となっております。なかには、通りすがりにちょっとぶつかったとか、勘違いによって、いじめられたと感じたというふうに、これはいじめに当たるのかな、という事案も含まれているかと思いますが、これはいじめではないのか、と疑いを持ち、小さな初期の段階で積極的に状況を把握し、解決していこうという姿勢で取り組んでおります。

次に、3頁をご覧ください。津幡町のいじめ防止の取組についてですが、町教育委員会としましては、1つ目、いじめ問題に関する体制整備として、津幡町いじめ防止基本方針の改定を令和2年3月に行いました。それから、令和2年度、今年度からは、いじめ問題調査委員会の設置しております。

2つ目、いじめ把握と未然防止の周知徹底と意識向上として、定例的に行う町校長研修会等において、いじめの定義・認知等について、指示伝達、周知徹底を図り、学校におけるいじめの把握の精度を高めて積極的な認知ができるよう努めております。

3つ目、児童生徒の状況把握として、月例調査を継続実施し、各学校に状況について聞き取りを行い、学校と教育委員会でリアルタイムに状況を把握するよう努めております。

4つ目、児童生徒に関する情報共有、指導助言として、月1回開催している教育センター会議において、いじめ、不登校、虐待、事件事故、問題行動、教育相談等の具体的ケースについて、職員間の情報共有と共通理解を図っています。特に対応が難しいケースについては、対応検討会議を実施し、学校に指導助言を行っております。

次に、学校での取組みについてご説明いたします。

○**廣谷一昌学校教育課指導主事** では、学校の取組について、5点ございますが、1点目、町のいじめ防止基本方針に基づいて、各学校がいじめ防止基本方針を策定しております。いじめについては、法的な捉えを確認しようということで、7頁をご覧ください。参考資料の2とありますが、いじめの定義については、平成25年のいじめ防止対策推進法において、緑の部分にあります。児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。という定義に基づいて、いじめを認知し、チームとして対応を図るようにしております。その体制につきましては、8頁をご覧ください。参考資料3となります。中ほどの青色の部分が学校の動きとなります。毎月行っているアンケートや保護者本人の訴え等を学校のいじめ問題対策チーム、このメンバーにつきましては、学校長、教頭、それから県から派遣されています、いじめ対応アドバイザー、それから、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、これも県から派遣

されているスクールカウンセラー、これも同じく生徒指導サポーターと複数のチームでこれがいじめであるのかどうか、そういうことを確認し、1つ1つの事案について、どのようにして動いていけばよいかを検討します。実際に、その情報に基づいて指示を出し、学級担任や生徒指導主事を中心にしながら解決に向かっていく。そういう流れで進めております。

それでは3頁に戻ってください。今ほどの参考資料3でご説明させていただいたところが、(2)学校の取り組みの②、③、④となっております。⑤そのほかのこととして、いじめに関わる一斉道徳や生徒指導等において、いじめを許さない・見逃さない学校づくりを推進する。ということで、こちらの事業につきましても県の事業で「いじめを見逃さない学校づくり推進事業」を毎年度行っておりまして、先生からの大人からの仕掛けとともに、児童会や生徒会などの児童生徒の自治的な自己指導能力を高める取り組みを推進しております。

では(3)取り組みの事例から、ということで、これは中学校の事例なのですが、説明いたします。いじめ把握の精度を高めるために、ということで読み上げます。いじめの把握のため、どの学校でも毎月いじめに関するアンケートを実施しているところである。T中学校は、これまで毎月の振り返りの中にいじめに関する項目を入れて調査していたが、「本当に実態を吸い上げることができているのか。」を再度検討、アンケート項目、実施の仕方を改善した。これにつきましては、ある月のアンケート結果が、ゼロであった。ゼロであったということは、いじめがなくてよかった、よかったというふうになりがちなんです。本当にゼロであったことが、生徒が自分の思いを訴えたのか、適切にこの状況を把握できているのか、ということで、項目を見直した結果、6頁をご覧ください。参考資料1のようなかたちで、振り返りアンケートの中に、ずばり「いじめに関して」という項目を設け、ケ・コ・サ・シの選択肢の中から選ぶ、そして記述するという内容になっております。これは、朝ホームや帰りホーム、他の生徒がいる中では書きにくい内容もあるということで、1番下にありますが、この用紙は自宅に持ち帰り記入します。朝ホーム時に担任が直接回収します。ということでアンケート項目の見直し、さらにアンケートの実施方法の見直しを進め、適切な把握に努めています。こういうふうに変えたこと、回収方法を変えたことによって、ゼロであった件数が、やはり5件程度あったということで、的確に情報を把握することができるようになった事例としてお示しいたします。以上です。

○吉本良二教育部長 続いて、不登校の状況についてお願いします。

○北山ゆかり学校教育課長 では、引き続き不登校の状況についてご説明いたします。

4 頁をお願いします。令和 2 年度の津幡町の小中学生の不登校の状況等についてですが、年間 30 日以上の不登校児童生徒の数は、令和元年度末では、小学生で 21 人、中学生で 35 人、合わせて 56 人となっています。この表に令和 2 年度の記載はございませんが、最新の情報として、令和 2 年の 12 月現在では、小学生が 18 人、中学生が 35 人、合わせて 53 人で、令和元年度末とほぼ同じような数になっています。

昨年の 10 月に文部科学省から公表された、令和元年度の小中学生、高校生などの生徒指導上の課題についての調査結果によりますと、全国で不登校の小中学生の数が増加を続け、5 年前の同調査と比べ、不登校の小学生の数は約 2 倍、中学生は約 1.3 倍になっています。そのような状況は津幡町でも例外ではなく、中学校 2 校の不登校生徒の数はおおむね横ばいですが、特に、小学校の不登校児童の数が増加している状況にあります。

次に、5 頁をお願いします。町教育委員会の不登校に関する取組についてです。不登校のきっかけや要因は 1 人 1 人異なっており、また、いくつかの要因が複雑にからみ合っている場合も多く、支援や解決の方策もさまざまです。こちらに記載はないんですが、町教育委員会としましては、不登校の対応を推進する専門職員の配置が非常に重要だと考え、不登校傾向の生徒への支援を目的として、令和元年度から津幡中学校に学校生活指導員 1 名を配置し、おもに津幡中学校における不登校生徒の登校補助や、相談室など別室での学習補助、家庭訪問をする担任教員のサポートなどを行っています。津幡中学校では、短時間でも登校できるようになったという部分登校や、保健室などへの別室登校ができるようになったなど、継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった生徒も複数おります。そこで、令和 3 年度からは、新たに、津幡南中学校にも学校生活指導員を配置したいと考えております。

その他の取組としましては、先ほどのいじめ防止への取組と同様に、児童生徒の状況把握、児童生徒に関する情報共有と方針検討、学校への指導助言に努め、特に不登校の要因や背景によっては、学校以外に福祉部局や医療機関とも連携し、家庭の状況なども正確に把握した上で、適切な支援や働きかけを行うよう努めております。

次に、学校での取り組みについてご説明いたします。

○**廣谷一昌学校教育課指導主事** 学校の取組につきましては、いじめ同様、不登校に関しましては、チーム対応を心がけております。具体的には、(2)学校の取り組み、③不登校が生じた際に、校内教育相談部会や特別支援教育関係部会がリーダーシップをとりケース会議を実施し、児童生徒や家庭への支援の方針を決め適切な対応に努めております。その際には、誰が関わっても同じ対応ができるように、「児童生徒理解・個別の支援シート」等を活用しております。また、1番いい状態というのは、不登校が生じないことです。それにつきましては、④不登校が生じないよう魅力的な学校づくりに努めると共に、指導体制や指導方法を工夫改善しております。

先ほど、課長が申し上げた学校生活指導員の津幡中学校の事例につきましては、(3)に記載がございますので、ご覧ください。以上です。

○**吉本良二教育部長** ありがとうございます。今ほど、1点目のいじめ・不登校の状況について説明をいただきました。これに関しまして皆様からご意見、ご質問等がございますか。いかがでしょうか。

○**越村 崇教育委員** 今ほど、いじめの数、不登校の数を見ますと、近年増えてきている状況が分かりますとおり、去年からコロナウイルスのこともあって、家庭内でも結構、不安な要素がかなりたくさんあって、そして登校していない子が休校の時期もあって、子どもたちの精神状態は、大人が思っている以上にかなり深刻な状況になってきている可能性が大いにあるわけなんです。このいじめってという問題は、すごく難しい部分があるにせよ、学校の中でこのいじめに対する指導ってというのは、具体的にどういう指導のされ方をしているのかっていうのが、まず1点。そして2点目は、もしいじめがおきた、自分がいじめられているなど感じたときに、誰に言いなさいという指導をしているか、ようは、担任の先生に言いなさいか、それとも誰々に言いなさいとか、ようはいじめられた時に相談できる窓口というか、明確になっていることが必要なのかなと感じていまして、この2点を確認させていただきたいと思います。

○**吉本良二教育部長** この件についていかがでしょうか。

○**廣谷一昌学校教育課指導主事** はい、それでは1点目の対応ですが、先ほどの参考資料3の図にありますように、いじめ問題対策チームにつきまして生徒指導主事、教育相談担当が窓口となりまして、最終的には学年の先生方が対応いたします。被害、加害がはっきりしている場合に関しましては、加害者側の事情を十分に汲み取った上で、時には厳しく指導いたします。そうした案件につきましては、当然、保護者のほうにも連絡し、保護者のほうからも指導いただくと

ともに、温かく見守って支えていただきたいということを申し上げております。

2点目につきましては、いじめについては毎月1回アンケート調査を行っております。これがマンネリ化しないようにやり方を変えて、「先生あのねアンケート」という名称にしたり、ずばり「いじめアンケート」又は「お悩みアンケート」、それぞれの名称はありますが、全員が記載する。ある場合は学校で、またある場合は自宅へ持ち帰って記載するということになります。いじめ発見のきっかけに関しましては、このアンケートが県全体で52.3パーセントということと全体の半分以上となっています。その次に多いのが保護者から担任への訴えというのが20パーセント程度になります。児童生徒自身が先生に訴えるというものについては11パーセント程度ということで、これは担任の先生に対してです。あと残りは何かと申しますと、担任やその他の先生方が発見をし、校内でその状況を見るということでございます。このアンケートというのが、なかなかお子さんによっては、先生方に、ものを言うのが不得手なお子さんがありますので、アンケートで状況把握するのが有効と思われれます。以上です。

○**越村 崇教育委員** もう1点だけ。さっきの質問なんですが、いじめに対する生徒たちへの指導は授業のような形でやるのか、各年度、年度で時間をくぎってきちんとやるという、決め事はあるのでしょうか。

○**廣谷一昌学校教育課指導主事** これについても、いじめ防止基本方針に、起こってしまった事案に対しては、先ほどご説明した組織で対応いたしますが、いじめを見逃さない学校づくりの年間計画というものを作ります。集会においての指導の場面や道徳においていじめをあつかうものが、今は「特別の教科・道徳」にありますので、定期的実施をしております。今、両中学校できわだつのは、いじめ撲滅宣言で自分たちでルールを決める。それが、ちょっとマンネリ化してきたなら、その段階でまた新しいルールに更新して、生徒の自治力に期待して、心を変えていくという取り組みが中学校では大変進んでおります。

○**越村 崇教育委員** ありがとうございます。

○**吉本良二教育部長** 他にはいかがでしょうか。

○**山本祝男教育委員** 先ほどの課長さんの説明から、いじめの件数が延べ件数と説明されましたよね。実数はどれくらいですか。ダブリでカウントしている人が何人かいますよね。実際の実人数はどれくらいになりますか。

○**北山ゆかり学校教育課長** 実人数については、令和2年度については、正確な人数の集計をしておりません。

○**山本祝男教育委員** ようは、この件数以下の人数ということですね。それから、もう1つ、平

成30年度以降、かなり増えてきていますよね。いじめについては、防止法の施行があって、増えたということなのですが、不登校のほうも、平成30年度、特に小学校のほうですが、かなり増えていきますよね。この因果関係というものは何か分析されていますか。特に分析されていないんですか。ちょっと気になるんですが、いじめられたから不登校になったとか、不登校の原因というのは、どういうふうになっているんですか。

たまたま今グラフを見せていただいたら、こういうふうになっているので、まったく関係ないとはいえないのではないかなと、そのあたりの分析は。

○北山ゆかり学校教育課長 きちんとした分析ではないんですが、印象としましては、中学生については、だいたい横ばいなんですけど、小学生については、学校に行けなくなった発端は、ちょっとしたいじめであったり、そういったこともあるのかもしれないんですが、根本的な原因として、必ずしもいじめであると考えにくいとされていて、例えば、子どもさん自身の特性みたいなものであったり、例えば、ご家庭の押し出す力であったり、そういったいろいろなものがトータルして、小学生に何か大きな影響を与えているのかと思っていますんですが。

○山本祝男教育委員 不登校の基準は変わっているわけではないですよ。

○北山ゆかり学校教育課長 はい。変わっていません。

○山本祝男教育委員 少し気になったものですから。

○吉本良二教育部長 個別の案件では、それぞれ事案の経過とか事象の原因を見ておりますので、そういったものは、分析をすればそれぞれの要因の分析ができる可能性は当然あるはずですので、今、していないというお話ですが。

○山本祝男教育委員 そのようなところから解決の糸口があるのかなと。

○吉本良二教育部長 そのほかに、ご意見等はございませんでしょうか…それでは、ほかにご意見等がないようでしたら、いじめ・不登校の状況については終了とさせていただきます。それでは、2点目でございます。G I G Aスクール構想についてに移りたいと思います。パソコンの整備状況等については、山崎教育総務課長から、また1人1台パソコンの活用については、廣谷学校教育課指導主事から順に説明いたします。よろしく願いいたします。

○山崎明人教育総務課長 それでは、G I G Aスクール構想のパソコン等の整備状況につきまして、ご説明させていただきます。A4のG I G Aスクール構想についてと記載のあります資料をお願いいたします。

1の児童生徒用パソコンにつきましては、C h r o m e b o o kのパソコンを整備しております。児童生徒用のパソコンにつきましては、3,258台。こちらは、7月現在の児童生徒数で

発注いたしました。1月1日現在の児童生徒数は、発注した3,258台に対し、マイナス1人の3,257人でしたので、そのままの台数で納入していただいております。また、教員用として28台、小学校に各校に2台ずつ、中学校に各校に5台ずつ、あわせて28台を整備させていただきます。付属のソフトウェアとして、Webフィルタリングソフトウェア、こちらは、自宅へ持ち帰った場合など、有害なソフトを見ることができないよう、接続をすることができないようにするソフトウェアでございます。

次に、教材ソフトウェア、こちらはミライシードという、株式会社ベネッセコーポレーションのものを導入させていただきます。こちらにつきましては、かほく市、内灘町も同様のソフトウェアの導入を決めております。金沢市においても、モデル校において同様のソフトウェアを活用していると聞いております。ほか、県内の多くの自治体でもミライシードの導入を決めていると聞いております。納入につきましては、令和2年1月末に終わっておりまして、2月より活用しております。教職員の研修会につきましては、Chromebookパソコンの研修会を1月中旬に各校1回開催しております。また、県教育委員会の教職員研修所のChromebookパソコンの研修会につきましても、各校が希望し受講しております。ミライシードの研修会につきましても、2月中旬に各校1回開催しております。こちらの教材につきましては、児童生徒が先生から出された課題を解いたり、苦手な課題があった場合は、その児童生徒の個々に応じた課題を先生が出す、児童生徒が苦手としている課題を個々に出すことができるソフトウェアとなっております。

次に、2 LAN配線工事についてですが、LAN配線工事につきましても、1月末までに工事を完了しております。こちらの概要につきましては、無線アクセスポイントを245台。こちらは、1台につき約50台のパソコンが接続することが可能な機器となっております。役場の新庁舎でも同様の機器を導入しております。こちらにつきましては、普通教室のすべてと活用が多い特別教室に設置しております。また、刈安小学校では、教室と教室の間の廊下に設置するなどして、多くの教室で利用できるよう設置方法を工夫して機器の設置をしております。無線アクセスポイントにつきましては、体育館にも各校2台を設置させていただきます。体育館にも2台設置することにより、100台程度のパソコン等が接続できることとなります。こちらにつきましては、大規模災害が発生したときに、児童生徒、教員のパソコンを接続する設定から、誰でも接続することが可能となる設定に変更することにより、フリーのWi-Fiとして避難してきた方などが利用できることとなります。次に電源キャビネットも133台設置しております。こちらにつきましては、1台につき40台が充電可能となっております。

次に、3 通信回線ですが、現在はN T Tの光回線を活用しておりますが、金沢ケーブル株式会社の10 G b p sの光化の工事が3月中に完了する見込みと聞いておりまして、4月からの金沢ケーブルの光回線の利用に向けて、各学校の機器の設定変更を3月中に行う予定にしております。また、笠野・刈安・萩野台小学校につきましては、校務用、学習用ともに、現在、N T Tの光回線を利用できないため、金沢ケーブルの回線を利用しておりますが、この3校では校務用のパソコンで利用する回線についても1 G b p sの金沢ケーブルの光回線を4月から利用する予定にしております。

今後、学習用回線で、10 G b p sの金沢ケーブルの光回線を利用することにより、これまで多数の児童生徒が一斉にパソコンで映像等を見た場合に、スムーズに見ることができなかったという事例もありましたが、10 G b p sにすることにより今後は解消される見込みでございます。裏面をお願いいたします。こちらは、校務用の回線でございます。校務用回線につきまして、笠野・刈安・萩野台小学校以外の学校につきましては、今後も当分の間、現在利用中のN T Tの光回線を利用する予定にしております。下の方に写真がございますが、こちらの写真が学校に導入しましたC h r o m e b o o kパソコンでございます。整備状況につきましては、以上でございます。

○**吉本良二教育部長** 次に1人1台パソコンの活用についてお願いします。

○**廣谷一昌学校教育課指導主事** それでは、A3の三つ折りの資料をご覧ください。これは、校長会でお示した、津幡町G I G Aスクール構想を受けた教職員の研修、1人1台端末の活用についてです。来年度、令和3年度についてさっそく推進していきたいと思っております。では具体的に子ども達はどうこの端末を使うのかについては、赤い枠囲み、1学期の部分をご覧ください。①個別最適化学習ソフトを使ってのドリル学習、これは先ほどのベネッセのミライシードと言われる教材を使って、吹き出しにありますように、週1回以上、帯学習に位置づけて利用いたします。中学校は4月から、小学校2年生以上は遅くとも5月から、小学校1年生は遅くとも2学期から組み込みたいと思っております。また1学期の部分に戻ります。②G o o g l eクラブルームの作成、③G o o g l eフォームで作成したアンケートの実施、④総合などの調べ学習、⑤G o o g l eドキュメントというのは、マイクロソフトではW o r dにあたるものとなります。マイクロソフトではE x c e lにあたるものとしてG o o g l eスプレッドシート。それから、マイクロソフトでパワーポイントにあたるものとして、G o o g l eスライドというものがありますが、こういったものを使って、文書を作成したり、発表物を作成したりします。それから国の事業でもございます、⑥学習者用のデジタル教科書につきましては、大きな学校、小学校5校

を研究校といたします。国語科については条南、社会科は英田、理科は井上、英語は中条、算数は津幡小と5・6年生に無償で学習者用デジタル教科書を端末で見ることができるよう申請をしております。算数科の津幡小学校に関しましては、重点校のため、1年生から6年生までの全学年で算数科の学習者用デジタル教科書を利用いたします。中学校につきましては、津幡中学校の理科の教科部会で1年生から3年生まで利用いたします。これらの活動を1学期、2学期、3学期と行っていきます。では夏休みのところ、上から2つ目のところ、ピンクの枠囲みのところをご覧ください。夏休みについては、以下のように考えております。夏休みを中心に家庭での学習を進める。パソコンを、端末を家庭に持ち帰る。各校一定学年以上で試行したいと考えております。ただし、家庭への持ち出しやWi-Fi環境の未整備に関する規定は1学期中に示し、何とか7月には実現できるように進めていきたいと考えております。

続いて、緑色の部分、教職員は現在、28台ということで実際、教職員数の10分の1程度の端末となっておりますが、教職員についてはこのようにというもので、1つ目、指導者用デジタル教科書の活用、東京書籍や光村図書などの教科書会社のデジタル教科書を教員用の端末から大型モニターに接続し、映して授業をする、ということで活用ができます。また、(2)プレゼン資料の提示、先生方が作った自作のプレゼン資料を提示するさいに使ったり、(3)教材の提示・送付するさいにも使います。これにつきましては、小学生1人120円、中学生1人180円の授業目的公衆送信補償金制度、これにつきましても町予算で対応し、利用できるよう進めております。また(4)クラスルーム・アンケート機能の活用とありますが、具体的に2学期の緑色の部分をご覧ください。来年度1年、この教科のこの教材で大変有効に端末を活用できるなということを各学校で実践を積み重ね、令和4年度の各教科の年間指導評価計画に、コンピュータの「C」マークを入れる。そしてそれを各学校で共有できるようにしたいと思っております。その共有の仕方につきましては、町の学校教育研究会、学教研の部会で情報交換をし、町として一体のものを作成するかどうかにつきましても来年度の部会の中で検討したいと思っております。

最後に青色の部分の2学期の部分をご覧ください。①町教育センターとしましては、端末を活用した授業研修を1本以上実施したい、と思っております。また、②県教育委員会の金沢教育事務所を要請しての学校訪問の指定授業でも、そのような端末を活用しての授業を各校に位置づけたい、というふうに思っております。全11校が取り組みを進めていくのですが、先ほど申し上げた学習者用デジタル教科書が入っている学校のうち3校を重点校として、その学校を核にしなから、せっかく整理していただいた端末を有効活用して、今後につなげていきたいと思っております。以上です。

○**吉本良二教育部長** ありがとうございます。ただいま、G I G A スクール構想のパソコンの整備、あるいは1人1台パソコンの活用につきまして説明がございました。この件に関しまして皆様からのご意見、ご質問があればお願いいたします…いかがでしょうか。

○**山本祝男教育委員** 基本的で素人で全然わからないんですが、まず1つはですね、学校がすべて校内LANで整備されたということですよ。そうすると子どもたちの1つ1つの端末に対して校内LANのサーバから情報が引き出せるということによろしいんですか。

○**山崎明人教育総務課長** よろしいです。

○**山本祝男教育委員** すいません。校内LANは無線ですか、それとも有線ですか。

○**山崎明人教育総務課長** 無線です。

○**山本祝男教育委員** 無線か。無線であれば、もう1点気になるのが、無線の有効範囲は学校の中になるのか、学校の周辺はどうなるのか。例えば、10m、20m、50m、100mとか。そこまでは漏れることがないのですか。

○**山崎明人教育総務課長** 無線の範囲ですが、詳しく何メートル以内は可能とかは今この場で答えはできませんが、1個のアクセスポイントからは教室内では電波が受信できますし、教室を超えても若干は可能です。しかしながら、コンクリートの壁などの障害物があった場合には、電波は障害物を通さないため、範囲は短くなります。窓とかですと電波は通りますので、外でも使用できる箇所があるかと思いますが、グラウンド全部はカバーできません。

○**山本祝男教育委員** 心配なのは、電波が流れると周辺から、仮に盗聴されたり、子ども達の個人情報とか、いろんなものが外に漏れる。外からアクセスされる。全体のセキュリティの問題もありますが、そのあたりの心配があったのと、もう1つは先ほど言ったように、子ども達の端末にどういう方法で、情報が入るのか。例えば提供場所がありますよね。例えば、デジタル教科書がありますよね。校内LANのサーバから、子供たちがその情報を引き出すのか。それはどうなっているのですか。

○**廣谷一昌学校教育課指導主事** 例えば、先生たちも子ども達も使用するデジタル教科書に関しては、それぞれ東京書籍のホームページにアクセスをして、そちらに繋いで取り込むということになります。

○**山本祝男教育委員** インターネットで…、それは例えば、クラウドサービスみたいのを使うのではなく、一般のインターネットを使うわけですか。

○**廣谷一昌学校教育課指導主事** 業者によりますが。東京書籍はそのような形になります。光村図書は、フリーなので、データセンターに入れてということになりますので、クラウド利用にな

ります。

○**山本祝男教育委員** 先ほど言ったように、セキュリティの問題がありますので。いろんな変なアクセスをされると困りますので、そういうことになっていけばよいわけですし。子ども達は電子教科書が入ってくると、印刷はなくなるんですか。

○**廣谷一昌学校教育課指導主事** 2024年度からは、この学習者用デジタル教科書を来年度から積み上げていって、2024年度といたら6年度になるんでしょうか、6年度の次の教科書改訂には、いま電子でいけないかな、と考えていますが。この4年間につきましては、毎年度、紙の教科書も支給されます。やはり紙の良さもあります。

○**山本祝男教育委員** 心配なのは、紙の教科書がなくなって電子だけになると、それを仮にダウンロードした場合に、著作権の関係でかなりのお金が必要になるのではないかと。児童生徒1人1人に。

○**廣谷一昌学校教育課指導主事** そのために、授業目的公衆送信補償金制度があります。

○**山本祝男教育委員** そのための制度で、これくらいの費用でいいんですね。

○**山崎明人教育総務課長** Chromebookのパソコンの場合は、ダウンロードをすることができません。Windowsとは違いますので。

○**山本祝男教育委員** できないのか。ダウンロードできないという場合は、夏休みとか家に端末を持ち帰ったときに、教科書を引き出す時にはどうするのですか。

○**山崎明人教育総務課長** 光村図書でしたら光村図書のサーバに。

○**山本祝男教育委員** クラウドを使って、そこから引き出すということになるのか。

○**山崎明人教育総務課長** はい。

○**山本祝男教育委員** でないと、何の役にも立たないね。持って帰るということになれば。わかりました。そういうことですか。

○**吉本良二教育部長** ほかに意見、ご質問はよろしいですか…そのほか、皆さまから何かございませんか。

○**越村 崇教育委員** よろしいでしょうか。まず、津幡町GIGAスクール構想に関して、国のGIGAスクール構想にそった形で運用をするような形だと思いますが、できましたら、津幡町のGIGAスクール構想の目的、ようはなぜこのパソコンを使った形で教育を進めていくのか、という目的をきっちりと明確にすることが必要で目的も周知しないといけないかなと思います。ようは親として子ども達にパソコンを使って何をさせたいか。なぜ学校でパソコンが必要なのかということが、まったく分からない状態でパソコンが入ることだけ取り上げて、今うちの

娘もパソコンがもらえるもらえると喜んでいるんですが、それだけが独り歩きしているのが現状なので、今後、将来的に教科書がそこに代わっていくのか、今後、プログラミングの教科が入って、プログラミングというのは、必ずパソコンが必要なわけではなくて、おそらく指向性の問題だと思うので、プログラミングの授業と今回のパソコン整備の関連性というものをきちんと明確化させていかなければならない。という意味合いも込めて、G I G Aスクール構想の目的、趣旨、そういったものをきちんと、今後、お示しいただければ非常にありがたいと感じます。あと、先ほど山本委員さんからお話がありました、無線の関係、確かに無線であるため電波というものは漏れます。当然、暗号化はかけていますが、そのパスワード自体が漏れてしまえば、暗号化もまったく関係ないので、そのパスワードの運用、そこの徹底ですね。機密性。機密保持という意味合いの情報徹底していただいて、先生の中でもパスワードの取り扱いというのを厳重にしていたくのが、まず第1。あと具体的に、C h r o m e b o o kの仕様というのは、例えば画面サイズとかの仕様はわかりますか。簡単でいいので教えていただけますか。写真でみると、おそらくD E L Lのテンキーがついていないのでモバイルブックかなと思いますが。

○山崎明人教育総務課長 すいませんが、仕様はここにございませので。

○越村 崇教育委員 全然、後ほどで構いません。あと休校時や夏休みに持って帰るといようなことを含めて、各ご家庭のインフラの問題がおそらく出てくると思います。そのインフラの問題も、どう解決していくか。いま、町長もいらっしゃいますので、津幡町全体で今後インフラを将来的にどんな形で、例えば町の防災で整備するのか、単独で考えるのではなく総合的に津幡町として皆さんによりよい情報を伝えるためのインフラ整備というものを、こちらのほうで求めるというお願いをできたらと思います。以上です。

○吉本良二教育部長 今、何点かございましたが、先に教育委員会事務局から

○山崎明人教育総務課長 目的とか、そういったものは、今後検討していきたいと思います。それから暗号化、機密保持などのことにつきましては、児童生徒のパスワードやIDなどについては、基本的に誰にも知らせない、という形で周知をしていきたいと考えております。

○越村 崇教育委員 クラスルームですね。G o o g l eのアカウントを使うんですよね。そのIDとアカウントは個人に持たせるんですか。管理者の方が持つんですか。

○山崎明人教育総務課長 個人に持たせます。また、他の人に知られた場合につきましては、変更は可能となっておりますので、変更する場合は、学校で変更するのではなく、教育委員会のほうで変更しまして、教育委員会で誰がどのアカウントを使用しているかを、分からないということがない状態にしたいと考えております。

○越村 崇教育委員 承知しました。

○吉本良二教育部長 他の質問に関して

○小倉一郎総務部長 すいませんが、もう一度お聞きしてよろしいですか。

○越村 崇教育委員 自宅に持出し帰った時に、当然、光回線がないし、ケーブルテレビがすでに接続されているご家庭はあると思うんですが、当然、そういった整備がなされていないご家庭があるわけで、今はスマホ時代なので、スマホがあればインターネットがつながっていなくてもいいと思っているご家庭もそこそこあると思いますので、学校として今後、自宅に持って帰った時に、パソコンの中に何にも入っていないので、インターネットをつながないというは教材、勉強ができなくなったときに、持ち帰ったときの回線はどうするのかということ、少しご検討をいただく延長線上で津幡町全体として今後、情報配信した場合にインフラ整備を総合的に学校だけのことでなくて、いろんな津幡町の町内の情報を伝達するために、今後、将来的に光なのかケーブルなのか分からないんですけども、そういった形のインフラ整備を充実していけばいいなという希望があります。

○吉本良二教育部長 ケーブルの整備に関してまず、そのほかの個別の件に関しては教育委員会事務局から。まず全体の計画から。

○小倉一郎総務部長 まず、こちらの資料にも書いてございますが、金沢ケーブル、今、チラシ等でもしきりに出ておりますが、金沢ケーブルのほうが10Gbpsの光回線の整備を進めております。市街地に関しましては、NTTと金沢ケーブルが光回線を整備しております。市街地以外、中山間地に関しましては、金沢ケーブルが光回線の整備を進めておりまして、10Gbps又は1Gbpsで利用できるよう整備を進めております。

○吉本良二教育部長 次に、各家庭の環境について

○山崎明人教育総務課長 各家庭の環境につきましては、来年度の夏休みについては、テストケースとして、就学援助世帯を中心にWi-Fiルーターの貸出をできないか検討しております。4年度以降につきましては、近隣市町の状況を確認したうえで、進めていきたいと考えておりますが、近隣市町では家庭のWi-Fiは家庭でということで、市町はその費用の一部を就学援助費に上乗せしてお支払いをして、家庭でWi-Fiの環境などを整備していただく予定にしているところもあります。児童生徒用パソコンでは、Googleのクラスルームなどを使用しているため、無線Wi-Fiの環境がなくても、ご家庭の有線のパソコンでもIDやパスワードを入力いただければ、使用することができますので、家庭の環境は家庭で整備していただき就学援助費に上乗せするか、教育委員会でWi-Fiルーターの貸出をするのかというのは、今後検討し

ていきたいと考えております。

○**越村 崇教育委員** なるべく費用がかからないように、少額ですむようにと思っております。よろしく申し上げます。

○**山本祝男教育委員** 1つよろしいでしょうか。パソコンが入って、だんだん普及してくると、先生方はですね、教材についてとか学校で使っているものを、家へ持ち帰って、その作業を自宅でやると、勝手にインターネットにつないでしまって、情報をそこから入れながらやると、教材づくりをすることが、仮にあったとしたら、やられる先生はいないと思いますが、その結果、先ほども言ったように、いろいろな情報が漏れるということ、可能性が極めて高くなるわけですので、絶対に先生方にはパソコンを持ち帰ってインターネットに繋がないようにしていただきたいということですね。でないと、セキュリティの問題が出てきて、子どもたちの個人情報や色んなものがもれるということがあるので、そこは絶対に厳重に注意していただきたい。気をつけていただきたい。というのをお願いしたい。よろしく申し上げます。

○**山崎明人教育総務課長** 今の件に関しましては、先生方の利用するパソコンは、学習用パソコンと校務用パソコンとわけて利用しております。また、通信回線も学習者用と校務用を分離して利用しております。

○**吉本良二教育部長** セキュリティに関する取り組みといたしますか、申し合わせといたしますか、マニュアルについてもしていかなくてはならないと考えております。

○**山本祝男教育委員** わかりました。

○**吉本良二教育部長** その他、よろしいでしょうか…それでは、特にないようでございますので、2件目のG I G Aスクール構想についての協議・調整事項については、終了させていただきます。次に、その他につきましては、事務局からは特にございませんが、皆さま方から他に何かございましたら、お聞きしたいと思いますが…いかがでしょうか。

○**渡邊加寿子教育委員** すいません。そうしましたら、先ほど山本委員さんが令和元年度になり急に不登校の児童数が増えたのはとおっしゃったんですが、私は社会環境の変化と教育内容の変化も影響しているのかなと思っています。今、ユーチューバーですとか、それまでもゲームをするというのは、家庭でゲームをするというのは、さかんに行われていたわけですけれども、より一層、家にいると楽しいことがたくさんありまして、それと同時に教育内容も単なる知識、理解、記憶、暗記だけじゃなくて、思考力を高めるという時代になりまして、まじめに記憶だけして点数をとれてた子も主体的対応が必要な学びの授業になりますと、やはり意見を言わなければならないですし、文例が出て書かなければいけないですし、そういう力を求められてくるとしんどい

っていう子どももいるんじゃないかなと、他にもいろいろな家庭的な要因とかもあると思うんですが、そういう時代の中で先ほどのレジュメにあった、魅力的な学校づくり、何のために学校に行くのか、よっぽど学校に行くと楽しいっていう学校づくりというのが、より一層、求められてくるんじゃないかなと思います。先生方も教育委員会の方々も本当によりお忙しくなると思いますので、またそういう1人1人の子どもがどんなことを願っているのかっていうことを、常に見つめて、教育ができる町になったらいいかなと思っています。大変でしょうがよろしく願いいたします。

○吉本良二教育部長 ありがとうございます。そのほかにご意見等、ございますでしょうか…ないようでしたら、以上で案件すべ終了しましたので、本日の令和2年度第1回津幡町教育総合会議を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

〔閉会〕 16時42分